

2017年10月26日

国際協力銀行 (JBIC)
代表取締役総裁 近藤 章 様

**インドネシア西ジャワ州チレボン石炭火力発電事業 1号機、および、2号機に関する
事業者のCSR、および、事業者との会合に対する私たちの意見を
明確に理解していただくための書簡**

同事業を担当する JBIC 職員の方々が、去る 2017 年 10 月 19 日にチレボン市を訪問し、ようやく私たち、コミュニティ連合であるラペル (Rapel, Rakyat Penyelamat Lingkungan : 環境保護民衆) ・チレボンのメンバーとの会合を持ってくださったことに大変感謝致します。

しかしながら、JBIC が私たちの過去の異議申立書やレターを注意深く読んでいない様子であり、また、私たちの CSR に対する意見を誤解しているようであったことは、私たちにとって残念であり、事実、非常に失望を抱かせるものでした。JBIC は同会合において、私たちがどのような CSR プログラムを要望するか、あるいは、事業者にどのように CSR プログラムを提供してもらいたいか、繰り返し私たちに尋ねました。したがって、私たちは以下のとおり、私たちの姿勢を明確化できればと思います。

私たちにとって、CSR プログラムは正しい答えや解決策ではありません。というのも、そのようなプログラムは、1号機で甚大な影響を受けた、あるいは、2号機で甚大な影響を受ける私たちコミュニティの生計手段を効果的に回復するものではないからです。たとえば、私たち小規模漁民が必要なのは、事業者が提供しているような道具 (訳者注 : 漁網) ではなく、漁業活動を行なうことができる健全な沿岸の環境です。それが正しい解決策です。

私たちは、JBIC に再度、私たちの過去のレターと異議申立書をレビューしていただきたいと思えます。そうすることで、JBIC は、事業者が提供してきた／提供する (CSR) プログラムや補償がコミュニティの生計手段を効果的に回復するものではないと私たちが繰り返し指摘してきたことを理解できるでしょう。つまり、私たちは、CSR プログラムが正しい解決策ではないと考えているということです。この点について、私たちは、2017 年 5 月 21 日付の異議申立書や 2017 年 9 月 2 日付の JBIC 環境ガイドライン担当審査役宛てのレター (JBIC 総裁にも Cc にて送付) のなかで、明確に述べていました。

もう 1 点、私たちが明確化したいのは、事業者との対話、あるいは、会合に対する私たちの見解についてです。私たちの経験から¹、私たちは事業者とのいかなる会合も無益であると感じており、また、

¹ 私たちが生計手段と環境に関する懸念を伝えたにもかかわらず、事業者は私たちの懸念に答えるほど真摯ではありませんでした。たとえば、2017 年 5 月 21 日付の異議申立書でも、以下のとおり、記述しているので、ご参照ください。

『参加 :

まず、2号機の事業に関連したあらゆる協議について、選ばれた人しか招待されませんでした。私たちが知る限り、カンチクロン村の小規模漁民は 2 人だけが、2 度だけ、会合に行きました。しかし、両会合とも、招待はされていませんでした。一つはワルドゥウル村で 2015 年 9 月頃に開かれた会合で、もう一つの会合は 2016 年に 4 月 13 日にバンドゥンの州環境局で開かれた会合でした。カンチクロン村の小規模漁民 2 名は招待されていませんでしたが、これらの 2 回の会合にて、2号機事業への強い反対と抗議の意を明確に表明し、2号機事業による生計手段への悪影響に対する懸念を説明しました。しかし、そうした意見に対するフォローは一切なく、私たちの反対や懸念は 2号機事業の環境アセス (AMDAL) の内容に反映されることもありませんでした。』

事業者がそうした会合を同事業を推進するための正当化の道具として、あるいは、私たちからの形式的な合意の一つとして利用するのではないかと恐れています。ご参考までに、2017年9月20日付で私たちからJBIC審査役宛てに提出した最近のレターを添付します。同レターの3番目の私たちの回答をご覧ください。幸いです。

私たちの明確な要求は、2号機の建設を止めることです。というのも、私たちは生計手段や健康を含む環境の問題がこれ以上起きてほしくないからです。私たちの地域では、私たちのコミュニティーに甚大な影響と問題がすでに起きているため、1号機だけでも十分過ぎます。したがって、2017年10月19日付の私たちのレターで述べたとおり、JBICがJBICガイドラインの遵守について確認するため、少なくとも6ヶ月間、徹底的かつ独立したJBIC自身の調査を行うよう、私たちは再び強く要請します。JBICは、JBICガイドラインの遵守を明確に確認できるまでは、2号機に対するいかなる貸付の実行も行なうべきではありません。

貴行のご理解とご配慮に感謝致します。

(ラペル・チレボンのメンバー2名による署名)